

## 関市自治基本条例策定審議会条例

## (設置)

第1条 本市における住民自治に基づく自治体運営の基本的な事項を定める条例（以下「自治基本条例」という。）の策定に関し必要な事項を審議するため、関市自治基本条例策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自治基本条例の策定に関し必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 自治基本条例の素案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が自治基本条例の策定に関し必要と認めること。

## (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 公共的団体等の推薦による者
- (3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(処理状況の報告)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、審議会に対し、その所掌事務の処理状況について報告を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。